

7 福祉障施第1921号  
令和7年10月16日

障害福祉サービス施設・事業所設置者 様

東京都福祉局障害者施策推進部長  
梶野 京子  
(公印省略)

令和7年度障害者支援施設等におけるデジタル技術等活用支援事業の  
交付申請書の提出について（第2回）（通知）

日頃より、東京都の障害者施策の推進に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

令和7年度障害者支援施設等におけるデジタル技術等活用支援事業につきまして、補助金を活用される場合は、下記により交付申請書を御提出くださいますよう、よろしくお願いします。

なお、今年度から、障害者支援施設等デジタル技術活用支援事業及びデジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業ともに、補助対象となる施設・事業所等を拡充しています。下記2を御参照いただき積極的に活用いただきますようよろしくお願いします。

記

## 1 補助概要

別紙「障害者支援施設等におけるデジタル技術等活用支援事業補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）のとおり

下記ホームページに事業概要、交付要綱等を掲載しております。

<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspCatego.php?catid=109>

## 2 昨年度からの変更点

### （1）障害者支援施設等デジタル技術活用支援事業

対象施設に短期入所、訪問系のサービスを追加しました。それぞれの補助基準額については別添2を御参照ください。

### （2）デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業

対象施設に施設入所支援、共同生活援助及び障害児入所系のサービスを追加しました。また、職員数により補助基準額を設定しています。詳細は別添2を御覧ください。

### 3 提出書類

提出書類一覧及び提出様式等の関係書類は、以下の「東京都障害者サービス情報」のホームページに掲載しております。

<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspCatego.php?catid=109>

### 4 留意事項

- (1) 複数の業者から見積書を徴し、原則として最低価格を提示した業者を選定してください。
- (2) 事業者は、導入機器の内容、導入による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について、事業者自身のホームページ等での公表が必要となります。
- (3) 他のデジタル補助金事業を申請している場合、同一機器に対する重複申請は認められません。

### 5 提出方法

交付申請書を以下の方法により、データ及び紙にて御提出ください。

#### (1) データの提出方法（令和7年11月20日(木曜日)【厳守】）

※ 締め切り時間を過ぎての提出は原則として受付することができません。

＜データで提出いただくもの＞

- ・交付申請様式
- ・上記の書類以外の添付書類（見積書、付与されたポイント等が分かる資料など）

#### 【令和7年度障害者支援施設等におけるデジタル技術等活用支援事業 提出フォーム】

URL <https://logoform.jp/form/tmgform/1024428>

※Excel形式でのデータのみしか受付することができません。

※印鑑証明については、紙原本を郵送にて御提出ください。

※ 来庁されての持込や、FAX・メールによる提出は、受け付けておりません。

#### (2) 郵送の提出方法（令和7年11月20日(木曜日)まで【消印有効】）

※ 締め切り時間を過ぎての提出は原則として受付することができません。

＜郵送で提出いただくもの＞

- ・公印を押下した様式第一号（請求書）、歳入歳出予算（見込）書抄本及び印鑑証明書

#### 【送付先】

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号都庁第一本庁舎31階

東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課総合支援担当 宛

※提出用封筒の表面に「デジタル技術支援事業交付申請書在中」と記載してください。

※来庁されての持込や、FAX・メールによる提出は、受け付けておりません。  
※受理の連絡はいたしませんので、必要に応じて配達記録等を利用してください。

## 6 今後のスケジュール

- (1) 交付申請書データ及び紙原本の提出（令和7年11月20日（木曜日）まで【厳守】）
- (2) 「交付決定通知書」を都から発送（令和7年12月～令和8年1月頃予定）
- (3) 実績報告書の提出（遅くとも令和8年4月10日（金曜日）まで）  
書類審査ののち、「確定通知書」を都から発送（令和7年5月予定）  
※ 実績報告書の提出については、改めて御連絡いたします。
- (4) 成果公表義務の追加（概ね導入2か月後）
- (5) 都からの補助金支払（令和8年5月予定）  
※実績報告書の提出期限や補助金支給時期は、書類の審査状況によって前後する可能性があります。御了承ください。

## 7 問合せ先

御不明点等がございましたら、以下の問合せフォームから質問を承ります。  
電話では原則受け付けておりませんので予め御了承ください。なお、問合せフォームでの問合せ受付は、令和7年11月20日（木曜日）までといたします。

### 【令和7年度障害者支援施設等におけるデジタル技術等活用支援事業 問合せフォーム】

URL <https://cms.logoform.jp/form/detail/1024428/4408026/items>

- ※1 本フォームに御提出いただいた質問事項については、御担当者様宛、原則としてメールにより回答させていただきます。
- ※2 お問い合わせいただいた順に回答させていただきます。御了承ください。
- ※3 補助対象事業者以外の者（ベンダー等）からの御質問には、お答えできません。
- ※4 お問い合わせ前に、ホームページ掲載中の申請の手引き等を必ず御確認ください。

## 8 その他

- (1) 交付要綱第12条3に定めのとおり、導入製品の内容や導入効果についてホームページ等により公表いただくことになりますので、御留意ください。
- (2) また、交付要綱の別記2補助条件21に定めのある定めのある消費税等に係る税額控除の申告については別途連絡をしますので、その際は御対応よろしくお願ひいたします。

## 別添1

黄色網掛け箇所が今年度より追加された対象施設になります。

提供するサービスにより申請可能な事業が異なりますので御確認ください。

サービス			障害者支援施設等デジタル技術等活用支援事業	デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業
訪問系	居宅介護	重度訪問介護	☆	○
	同行援護	行動援護	☆	○
	重度障害者等包括支援		☆	○
日中活動系	療養介護	生活介護	×	○
	短期入所		☆	○
施設系	施設入所支援		○	☆
居住支援系	共同生活援助		○	☆
	自立生活援助		×	○
訓練系・就労系	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	×	○
	就労継続支援A型	就労継続支援B型	×	○
	就労移行支援	就労定着支援	×	○
障害児通所系	児童発達支援	医療型児童発達支援	×	○
	放課後等デイサービス		×	○
障害児訪問系	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援	×	○
障害児入所系	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設	○	☆
相談系	計画相談支援	障害児相談支援	×	○
	地域移行支援	地域定着支援	×	○

凡例：○…対象（変更なし）、○…対象（増額）、☆…対象（新設）、×…対象外

(別添2)

### 昨年度からの変更点

#### 1 障害者支援施設等デジタル技術等活用支援事業

変更点…居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、  
短期入所を補助対象に追加 ※補助基準額等は以下のとおり

1 補助対象事業	2 定員	3 補助基準額	4 補助率
・ロボット介護機器のみの導入	－	1,200 千円	4分の3

#### 2 デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業

変更点…すべての障害福祉サービスで補助基準額を変更

1 補助対象事業	2 職員数	3 補助基準額	4 補助率
・ソフトウェアやタブレット端末 ・ハードウェアの購入等	10人以下	1,334 千円	4分の3
	11人以上 20人以下	2,134 千円	
	21人以上 30人以下	2,667 千円	
	31人以上 50人以下	3,467 千円	
	51人以上 70人以下	4,267 千円	
	71人以上 90人以下	5,067 千円	
	91人以上 110人以下	5,867 千円	
	111人以上	6,667 千円	
・機器選定等に係るアドバイザー費用	－	1,000 千円	

※ 機器選定等に係るアドバイザー費用のみの申請は認められない。